

議会改革推進特別委員会分科会会議録

(議会改革の推進に関する事項)

- 1 日 時 平成26年9月10日(水曜日)
午後1時30分～午後2時55分
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席委員 河本芳久 座長 岡山 隆 副座長
荒山光広 委員長 西岡 晃 委員
山中佳子 委員 三好睦子 委員
坪井康男 委員 秋枝秀稔 委員
猶野智和 委員 秋山哲朗 議長
- 4 欠席委員
なし
- 5 出席した事務局職員
石田淳司 議会事務局長 大塚 享 議会事務局係長
野尻登志枝 議会事務局企画員
- 6 説明のため出席した者の職氏名
なし
7. 会議の次第は次のとおりである

午後1時30分 開会

○座長（河本芳久君） 時間になりましたので、議会改革推進特別委員会を開会いたします。本分科会については、議会改革に関わる、どういう面からどういうふうに改革していくかと、そういった事をこれから審議するわけですが、最初に議会改革に関わる、議長として何かございましたらお願いします。

〔発言する者あり〕

○座長（河本芳久君） 特別委員会の委員長、荒山委員から何かございましたら。

〔発言する者あり〕

○座長（河本芳久君） それでは、お手元には審査事項として、2のレジユメが一つあるのと、それから基本条例がございます。政治倫理に関する条例がございます。それから、政治倫理に関わる条例の施行規則がございます。それから、美祢市議会の申し合わせ事項、これが一応4部ほど事前に事務局のほうに準備していただいた資料です。それから私のほうから、きょうの分科会にお諮りしたいことが、一枚の用紙としてメモが渡してあります。これは、問われることでなく、きょうのこの第1回の分科会は、これからの本分科会の進め方、役割、そういったことを、方向性をきょう、出したいと。そしてどんな改革、審議事項を設定して、どういうスケジュールでこれから審査するか。これを最後にはまとめたいと思います。最初に本委員会の役割、または議会改革に関わる、日ごろの思い。今の美祢市の議会の実態。そういったところから忌憚のない自由意見の交換を最初にしたいと思います。御意見がございましたら、今のような進め方について、御意見がございましたら。進め方について御意見を賜りたいと思います。いいですか。それではメモをお渡ししておりますが、そういった形で最終的には、取り纏めしていくということでございます。それでは、最初に本分科会の役割なり、今の議会改革の必要性等について御意見を最初に賜りたいと思います。何かございませんですか。三好委員。

○委員（三好睦子君） この特別委員会が発足したのは、この前の懲罰動議と、議会解散の動議があって、それが一番の元だったのですが、それがあってこの議会改革推進特別委員会ができたんですけど、そこの懲罰のことについてはっきりしておかないと、またどの場合が懲罰になるのか、今回懲罰に値したかどうかというのは疑問です。

私は懲罰に値してないと思ひまして、これが動議に出されて、懲罰にかけられて、委員会も開かれたんですけど、こうしたことで、これから、懲罰の事もはっきりして

おかないと、自由闊達な意見ということもでなくなるんじゃないかと思うんですが、この会が持たれた最初のこうしたことをしっかりと審議して行く必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○座長（河本芳久君） 今この特別委員会の設置を発案したというか、提案をされた背景には懲罰と解散動議がなされ、その中で、美祢市議会は二元代表制の適正な自律的機能が発揮できていないじゃないかと、チェック機能不全じゃないかとか、自由闊達な議論が十分なされているのかとか、そういうひとつの市民の負託に応える議会になっているかと、というようなのが意見と出された一つ。

そして、懲罰動議についても、自由闊達な論議の中で逆に、質問を中断させるような意見が出てきたと、それに対して、質問者である議員に対する逆に懲罰が出てきたと。そういう懲罰が出てきた背景などを考えると、この辺は課題があるのではなかろうかと、というような今の意見です。これも、三好委員がこの発足の、特別委員会の発足の狙いというか、そういった背景があったことを説明されましたが、今のような意見に対して、どうぞ自由な御意見を賜りたいと思います。坪井委員。

○委員（坪井康男君） のっけからそういう問題にいきなり入るんじゃないしに、私はそれぞれ思いがあろうと思います——この委員会にね。だから、最初に一人ひとり、思いを確認されたらいかがでしょうか。そうしないと、のっけから佳境に入り込んだら收拾がつかなくなりますので、一人ひとり聞かれたらいかがでしょうか。それが私の提案です。

○座長（河本芳久君） 今方向性で、最初の三好委員の一つの意見として出たものに、絡まってくると收拾がつかなくなる。最終的にはそういったそういったものへの答える答申もなけんやいけんと思いますけど、この特別委員会に期待する思い、そういったものを最初に、だから、こう改革したらどうだろう、こういう項目を審査したらどうだろうか、こういう形になってくるんじゃないかろうかと思います。御意見がございましたら。まず、そうしたものを自由に出していただいくことが、この委員会の設置目的なり、進め方にも繋がってくると思いますので、自由闊達な御意見、討論をお願いします。西岡委員。

○委員（西岡 晃君） 今三好委員がこの特別委員会をつくったきっかけの一つといわれた、解散動議を出した張本人ですので。私たちですね、動議を同士がいますので、私たちが解散動議を出したのは、議会の席でも言いましたけれども、今の議会構成で

は、中々その改革はできないんじゃないかということで、一度市民の間うてみたいと、いうことを言って解散動議を出したんですが、今の構成メンバーでも議会改革ができて、今言われる本来あるべき姿の二元代表制のチェック機能を含めた形ができると言われた方達がおられたので、この特別委員会ができたというふうに認識しておりますので、どういった改革をすれば、議会が本来あるべき姿に戻れるのかということ、まず特別委員会をつくったほうがいいと言われた方々にちょっと聞いてみたいということがあります。私たちもそれを受けて、かなりいろいろ研究をしたり何かして、私たちなりにこういうふうにしたほうがいいんじゃないかという思いは持っておりますので、ちょっと方向性が違ったらいけませんので、議会改革をして行きたいと、議会改革をこの構成メンバーですれば大丈夫だと、言われた方々にちょっとどういふふうなことをやっていけば、正常化できるのかということ、を問うてみたいと思います。

○座長（河本芳久君） 今、御意見がございましたように、この委員会を立ち上げることによって、ひとつ議会改革を進めることで、市民の期待にこたえられると。こういう議会になれると。この辺は如何でしょうか。坪井委員。

○委員（坪井康男君） 今西岡委員さんは、改革をするべしという主張をされた方の御意見を求めておられるので、この中にどなたですかね、猶野委員ですか、岡山委員ですか、荒山委員ですか、その方に聞こうじゃないですか。

○座長（河本芳久君） それでは、猶野委員。

○委員（猶野智和君） 自由闊達な意見ということで、それができないというお話ですが、私自身はそう感じたことはこの2年間ないです。言葉を止められたこともないですし、要望・意見等は今までいっております。当然中には、いろいろ市民の皆さま方に言われて、表に出してはおりませんけども、すべてを議会で言っているわけではありませんが、かといって理不尽に言葉を止められたりとか、そういうことは今までありません。逆に今回意見が言えないと言われている皆さん方が、なぜそういう意見にってしまったのかというところが逆に不思議です。できればこの場がですね、そういうことができないと感じていらっしゃる方々の言葉を意見を言う場になれば、というのがありますので、そこで例えばこの条例とか委員会のこういうところで、不備があるんだっただけですね、そこを改革して行って、新しいより良い議会、意見を言いやすいように変えていただければと思っております。

以上です。

○座長（河本芳久君） 自由な討論をされて結構でございます。西岡委員。

○委員（西岡 晃君） 今猶野委員から問われたので、自由闊達な意見が今できているので、猶野委員の主張を聞くと、議会改革の必要性は無いというような雰囲気でも聞こえるように感じました。この議会改革を立ち上げて、何がしたかったのかを聞いたかったです。私たちは、今の議会では、民主的な議論ができないと、背景やなんかで意見を封殺されるとか、そういうことが起きているんじゃないかというふうに感じたので、市民に問うてみたいというふうなことで、議会解散動議を出したんですけど、今の猶野委員の意見では、議会改革の必要性は無いということですので、どういったことを改革したかったのかというのが曖昧じゃないかなと。

○座長（河本芳久君） 解散の必要性があったからやったと。別にそれだけの美祢市の議会において問題になる、解散動議を出されたようなことは感じていないとこういうひとつのお互いの意見相違もあると思います。猶野委員。

○委員（猶野智和君） 今、議会改革の必要性が無いと私が言われたと言ったようなことを言われましたが、そうではありません。今私に与えられている事由の範囲内では意見が言えているということで、中には当然そうではないと感じていらっしゃる方もいらっしゃるということで、それであればこの場を利用して、御意見を出されて、それで条文等を変えることによって、変えられるなら、これをいい機会にされればなと思います。私個人で例えばこの基本条例を変えるとすれば、意見を言える、言えないというところでなくて、私の場合ですと、例えば今有線放送でこうテレビ中継などされていますけど、他の議会では既にインターネットのリアルタイムの中継とか、されているところもありますし、あとはタブレット、コンピュータですね、ああいったものを導入されているところもあります。そういうところのもっと新しい段階のほうに踏み込んでいくために、この議会の新しい条例等の改革が必要ならそれを盛り込んでいければという思いがあります。

○座長（河本芳久君） 西岡委員。

○委員（西岡 晃君） 今の猶野委員の最後の下りでタブレットとか、新しい改革。ここは私も賛成なんです。実はもうやっていかないと時代に乗り遅れるだろうなという思いで、そういった前向きな、前向きというか、そういった事の改革については大賛成なんです。ただ、今回の特別委員会を設置された背景に、先ほど三好委員が言わ

れましたけど、懲罰動議があつて、解散動議があつてというその根本のところの議論がされないとですね、改革というか、ならないこの委員会の役割が無いのかなと、その思いで特別委員会をしたほうがいいと言われた方がどういふその思いなのか、それとも今猶野委員が言われたみたいにその先の新しい、今からの時代の方向性を向ける議会の改革をして行くんだという、どっちに比重を置くのかで大分違ってくると思うんですね、特別委員会の質が。そこを聞いたかったんです。

○座長（河本芳久君） 特別委員会設置の必要性、そしてみんなも賛成したと。そのような背景の中から岡山委員、何かひとつございましたら。

○委員（岡山 隆君） 議会改革推進に当たっては、今言われたとおりに二面性があります、私もタブレット端末、これは長門市がですね、早くも導入して、試験導入されていますし、先進的な地域では、逗子市においてはですね、公費でタブレット端末を利用してペーパーレス化を図っていくと、こういったところのものとかですね、こういった議会改革をするにあたって、時代に対応していく。こういったことをしっかりと議会側として、私は当然進めていかなきゃいけない。また、今議会基本条例で、不足の点、足りない点、そういったところとかですね、政治倫理条例、どこにどう問題があるのかどうか、こういった条例の規則とかですね、また美祢市議会の会議規則の申し合わせ事項、こういったところで私は問題点があれば、こういった条例の改正、どこにどう問題、これはしっかりと皆さんが、今までの中で、私は前向きにですね、やっぱりきちっと改革して行かなくちゃいけない。政務活動費におきましては、年間で5万4,000円でありますけども、こういったところのものが、適切なのかどうか。そういった活動のあり方について、条例をしっかりと作り込んでいく、いろいろとせんにゃいけんところがたくさんありますけども、そういった部分のところもしっかりと皆さんと良い案を出しながらですね、改革をしていかななくちゃならない。いまこういった条例で不足な部分はしっかりと両面性を見せながら、皆さんの意見の整合性をきちっと決めてして行くことが議会改革につながっていくことと思っておりますので、そういった意見でございます。

○座長（河本芳久君） 岡山委員としては、議会改革は時代の要請、それに対応していかんにゃいけん。そして、今の美祢市の基本条例が改正することによってこの問題の整理もして、そして時代に即した議会運営をして行くんだと。そういう一つの意見、考え方があるから、この委員会を立ち上げた背景を説明されました。荒山委員ござい

ましたら。

○委員（荒山光広君） この度の議会改革推進特別委員会の全体の委員長ということで、御指名をいただいておりますが、この分科会は議会改革推進に関わる分科会ということでございます。まず、議会の改革という面ではですね、平成22年以来、基本条例を前提にいろいろと議論を重ねて、23年の3月24日に美祢市議会の基本条例ができたわけでありまして。それに基づいて議会報告会でありますとか、会報、議会報の発行でありますとか、さまざまな面で美祢市議会として、いわゆる議会改革が進んでおるんじゃないかなというふうに思っております。しかしですね、何が問題かというところ、この2年間、いろいろ本会議を含めてですね、いろんな場面で会議が——止まるといいますか。そういった事が何回かございまして、市民の側から見て議会は何をしよるんかというふうな声がたくさんあることもまた事実であります。今回、坪井さんに対する懲罰委員会でありますとか、解散動議も出ました。その関係でさらに議会改革を進めるためにこの特別委員会を設けようということで、設けられたというふうに思います。すなわちですね、議会としてできること、議員としてできること。その辺のですねいろいろあると思います。その辺をもう一回こう再確認をしながら円滑な議会運営ができるように、それぞれ、例えば議員の申し合わせ事項等もございまして。この中に不具合があるのであれば、見直して、守れるような仕組みに持っていくと。結局目的は、議会がスムーズに行われる。しかも皆さんが忌憚のない意見を出し合いながらやっていける、そういう議会にするためにですね、この特別委員会が設けられたんじゃないかなと、私は理解をしております。

そういったことで基本条例でありますとか、今の政治倫理に関する条例、また会議規則もそうでありますし、議員の申し合わせ事項も再確認をしながらですね。議会改革というよりもですね、議員の改革と言ったほうがいいんじゃないかと思っておりますけども、その辺でお互いにもう一回確認をし合って、市民の負託に応えられる議会にしなければいけないというのが、前提じゃないかなと思っております。

○座長（河本芳久君） 今設置の必要性があると、こう感じられて発言された委員の皆さん。それから、ほかの方々も、この特別委員会設置について、いや問題点があるぞと、しかし一応は議決されて決めた以上は、この委員会に期待しておるんだと、期待をする面からまた2、3ございましたら。西岡委員。

○委員（西岡 晃君） 今荒山委員長が言われたので、私たちの会派で考えている、こ

の改革の委員会とだいたい同じかなと、安心しました。こういうことなんだなと。やはりそこをやっていかないとですね、いつまでたっても堂々巡りになっていくのかなと、まずはやっぱり基本条例と、倫理条例を、これをしっかり読み込んでですね、改革できるところは改革をしていかないといけないかなというふうに、今荒山委員長が言われたとおりだというふうに、私の会派でもそういう話をしていましたので、その通りなのかなと今思いましたので、これですんなり気持ちの整理はついて、この会に入り込めるかなと思います。

○座長（河本芳久君） 坪井委員。

○委員（坪井康男君） 荒山委員長さんは、この特別委員会の委員長さんでいらっしゃいます。大変素晴らしい事をおっしゃったと私も思います。議会改革というよりも議員改革だと、ものすごく素晴らしい視点だと私思っています。つまり、従来の議会改革っていうのは何なのかって言いますとね、冒頭に言われましたように議会基本条例をつくる、議会の政治倫理条例をつくる、議会報告会を行う、議会だよりを出す。こういうことだったと思います。それはあくまでも外形的なことでありましてね、何ぼこんな外形的なことをきちんと整備したって、現にやっぱり問題が起きているんですよ。その点を、さすが委員長さん、この委員会に私は付いて行きます。最後まで。要するに議員の改革なんだと。そのとおりです。本当に感服いたしました。あんまり抽象的なこと言っても始まりませんので、私のこの委員会に寄せる思いを今から言わせてください。若干時間がかかるかもしれませんが。

○座長（河本芳久君） それじゃ簡潔にひとつお願いします。

○委員（坪井康男君） それはなるべく簡潔に言いますけど、そうはいかないんですよ。そこはお許してください。

○座長（河本芳久君） ちょっとその前に、今の西岡委員から、荒山委員が言われたように、円滑な議会運営、そして市民の信頼に応えられる議会それがためには議員の意識改革につなげていかなければいけないと、そういうことで柱立てをして、今の現状とこれからの改革の方向性をこれから議論していくべきじゃないかなという、そういう一つの方向性がだいたい出たようですが、その前に今のような関連質問を先に、坪井委員が何か提案をされるようですが、その前に受けたいです。〔発言する者あり〕それじゃどうぞ。坪井委員。

○委員（坪井康男君） それでは委員長さんのお許しが出ましたので、改革に寄せる思

い。なぜ、この議会改革特別委員会をつくってですね、さらに円滑な議会運営のために議論しなくちゃいかんのかと、そもそもの理由なんです。皆さんの中には相当、現状の問題点について温度差があると思っています。猶野委員のように格別に問題が無いよとおっしゃる方もいる、それは当然価値観が違いますから、私のように、現に懲罰動議まで科せられた人間からとってみれば、そういう呑気なことは私は言っておられません。ものすごい大きな問題があると思います。それで私がこの特別委員会にかける思いは、この議会だより、この9月1日号最終ページ、さっきから議論が出ていますよね。3つあります。議員坪井康男君に対する懲罰動議、これが1点です。これは最後にこう書いてあるんですよ、私が陳謝文を朗読するように命じられましたが、道理のとおらない陳謝文を読む意思はないと、懲罰の受け入れを拒否したため、議決を受け入れられなかったことを遺憾に思う。今後議会の一員として、地方自治法及び会議規則を遵守されるよう強く要望する、と議長が発言するにとどまり、ここが大事なんです。結果的に懲罰は実施されませんでした。この1点をもってしてもね、とんでもない話だと私は思っているんです。これ皆さん御自分の事じゃないからね、さらっと流されるかもしれませんけど。これ大変なことなんです。

じゃなぜ大変かと言いますよ。同じこの6月定例議会で、岩国市議会である議員が懲罰動議をおこされたんですよ。それは何かと言いますと、ある議員が一般質問をしている最中に、議事進行と言って突然割って入って、議事の進行を一般質問をを続行するの妨げたと。その一点ですよ。私の場合と似たような状況ですが、かけられた人とかける人があべこべです。岩国市議会の場合はこれちゃんとこちらに山口新聞の持っていますから皆さんにお配りします。最初にある議員が、別の人的一般質問を妨げたとそれがけしからんと言って、懲罰動議に掛けられたと、それで岩国市議の構成は34人だそうです。毎回、政治的に非常に難しい基地の問題とかありますのでね、34人のうち、毎回25人ですよ、一般質問されるの。大変だなと、美祢市と違います。その中で、せつかくある議員さんがしているのに、妨げた人は自分は早くに終わっているんですよ。それを妨げたと言って、動議にかけられて、最初はですよ、陳謝しろという議決がされました。本会議でも議決されました。ところがこの議員さんは私と一緒にですよ、陳謝しませんと断っちゃったんですよ。美祢市の場合はそこで終わっちゃってるんですよ。議長のお話でね。以後注意してくださいよで終わっちゃってる。ところが岩国市議会は、これは私はまともな議会だと思いますがそれで済まない

んですよ。それで陳謝しなければ、さらに次は重たい懲罰。何かといいますと、出席停止ですよ。それを科せられたということで、この9月定例会の前にですね、特別委員会が継続審議になったそうですから、ありましてね。特別委員会では改めて、懲罰として、出席停止の懲罰をかけると、こうなったんですよ。最終的にはこの少し前に行われましたね。8月3日の新聞です。その議員に対して、出席停止5日間可決となっていますよ。それで、私岩国市議会のね事務局に問い合わせしました。出席停止で痛くも痒くもないじゃないですかと。申し上げました。いいえそんなことはないんですよ。どうしてって聞いたら、出席停止になりますとね、一般質問権がはく奪されるんだそうです。質問状が出せないと。大変重たい罰ですよというお話でした。これが通常のね、懲罰のあり方なんですよ。だから、私は懲罰を科せて言っている訳じゃないんですよ。そもそもそれ以上進まなかったというのは、この懲罰の動議そのものが大変に無理があるというふうに理解をせざるを得ないですよ。それで、議会だよりご覧になった市民の皆さんが、これは一体何なんですかと。それから、その後に解散に関する動議も出ている。そのうえ挙げ句に特別委員会の設置もされている。美祢市議会がもうぐちゃぐちゃになってどうしようもないと、そんな状態だと思わざるを得ないと、市民の皆さんがね。お話なんです。

改革すべき事項がいっぱいありますよ、外形的な事じゃないんです。中身です、ほんとに先ほど荒山委員さんがおっしゃったように議員そのものの物の考え方、行動のパターン、そこに問題がある。何ぼ立派な条例をつくってみても、それを守るべき人が守らなければ、なにも意味が無いんじゃないですか。とりあえずそれだけ、指摘しておきます。何が必要かと。あとまた詳しく提案させてもらいたいことがいっぱいありますから。後で言います。

○座長（河本芳久君） 共通理解ができておることは、やはり議会改革は、必要であると、懲罰動議が、また解散動議が出た背景も十分踏まえながら、これに対する意見はいろいろございましょうが、そういったことにおいて、やはり美祢市議会の現状を分析してみると、議員の意識の改革なり、資質の問題とか、そういうものにも繋がっていくんだと、こういうことも意見が出ました。今の美祢市議会の現状をいろいろ意見を述べられました、そしてこれの設置の背景もお互いに確認できたと思います。そして基本条例もあるが、その中で必要な事項については改正をしていくべきでもあると、こういうひとつの事がいろいろ論議されました。先ほどメモ的に、きょうの委員

会の流れとして、1、2、3のところまでは一応は意見が出ましたので、この委員会
は1年間で一つのまとめをするということですが、一年間と言いながら、あと
何回委員会がこのようにやれるか、そして来年の6月議会には必ず特別委員会の報告
書が出て、そして9月議会において可決するののかも分かりませんが、そういう
ひとつのこれからの進め方、そして期日、そういったものを勘案しながら考えてみま
すと、本委員会では議会をこの9月議会においても、一遍整理する必要があるんじや
なかろうかと。そして、12月議会に何回か検討会のための委員会を開催する。それ
で、3月議会においても、2回は最低でも審査会を開いていく、そういうスケジュー
ルを考えたときに今本委員会の役割なり、委員会を設置した意図なり、それから今の
いろいろ皆様方の思いもまとめていく必要があるかと思いますが、何を審査項目と
するかということになると、今出た中からでは、意識改革、議会の円滑な運営等の柱
は出ております。それ以外に柱として、何か審査項目がございましたら、自由な御意
見を聞かせていただけたらと思います。坪井委員。

○委員（坪井康男君） この点につきましてはね、私も美祢市議会議員大変恵まれて
おりましてね、今年に入って2回、高名な先生のお話を聞くことができました。4月
30日には野村稔先生、二元代表制における議会の役割と大変素晴らしいお話を聞き
ました。それからさらに、あれは何日だったですかね、8月12日だったですか、山
口県の市議会議員の研修会がありましてね、政策研究会の横道先生の地方議会改革の
方向性という講演も聞きました。私がお二方の素晴らしいエキスパートの先生方
の御指導に従いましてね、こういうふうな方向でやっていただきたいと思います。一
つは二元代表制の元において、議員のあるべき姿がきちんと機能が発揮されている
か、これが1点です。

議会改革の実務的な問題については、横道先生が3つの点を挙げておられます。一
つは、これ皆さんお聞きになった方は御存じだと思いますけれど。1点目は議会運営
の改革ということを挙げておられます。この中にはですね、例えば基本条例はつくっ
たか、つくっていないか。美祢市はできていますから、それはそれで良い。
あとは、会期だとか、本会議とか、委員会の運営のあり方、これをやっぱり見直すべ
きものは見直すべきじゃないかという考え方。これが1点です。

2点目はですね、住民との関係の再構築というのが2点目です。要するに大事なこ
とは、この議会でどのような審議がなされているのか、本当に議会をガラス張りにす

ると、見える化と、先生はおっしゃいました。いかに見えるようにするかと、それは議会報告会等は開かれて、見えるようにはなっています。なっていますが、議会報告会のこの議会だよりを見てごらん下さいよ。美東で行われた意見なんかほとんど入ってない。当たり障りのないことしか入ってないんです、こんなことで本当に見える化ですかということです。この点、本当に開かれた議会、市民から見てほんとうに、こういうことを議会がおやりになってるんだなど、分かる議会。これが絶対的な要件ですよ。これをもっと推進する必要があると思います。まだ議会のあれをきちんと知らせてないと私は思っています。

それから、3点目です。議会の調査、審議能力の向上ということを先生おっしゃいました。これが3つほど分かれていましてね、議案の審議、調整、決定能力が1点目、議員の政策提案能力を上げることが2点目、3点目が政務活動費の活用とこういうことをやってですね、要するに議会の、先ほど荒山委員長がおっしゃったように議員の、議会のというんじゃなくて、議員の資質レベルアップですよ。これが絶対に大事だと思います。よって、今申し上げたような切り口で、検討を進めていかれたらいかがかなど、このように思います。

○座長（河本芳久君） わかりました、ほかに。今坪井委員が、先般周南市におけるこの議員研修の時に、横道教授の講義の中に、今のような方向性を提案しておられます。この提案については、皆も共通理解するために研修をやってきておりますので、このあたりを一つ柱にすることについて、御異議ございましたら御意見を賜りたいと思います。

〔発言する者あり〕

○座長（河本芳久君） 今、坪井委員の言われたのは、このレジュメの中の1、2、3までがタイトルだけですね。それがさらに中身を今説明されましたですね。それから、最終的には基本条例の中で美祿市の基本条例は既に制定されておりますから、改正したほうがより市民にわかりやすいとか、円滑な議会運営ができるとか。そういったことについても、見直しを図っていく。そうすると4点ばかり、全体的にはなるかと思いますが、このあたりをこれから議会改革のための論議の視点、こういったことでこれからの委員会を運営したらということですが、いかがでしょうか。

荒山委員長、なんかその辺で、一応委員会で、特別委員会でやるけど、特別委員会のときは、こちらの委員会の報告を基にして審議していく形になりますよね。どうか

いね。報告を基にたたき台を出してから、意見を言って修正をするという形になるのか。

○委員（荒山光広君） なぜ分科会に分けたかというのは、本会議場でも言いましたけども、全員やることも大事ですけども、少人数といたしますか、少人数でそれぞれの問題点を洗い出しながら、案として、こういったところを変えたらどうかというふうな方向まで出していただいて、後に全体会議で、分科会ではこういうふうな方向に今ありますと。そこでまた皆さんの意見を聞きながら、さらに意見があれば、それを取り入れながら、また分科会に持ち帰って、議論を深めていくということを繰り返していくようになるんじゃないですかね。何回か。

○座長（河本芳久君） 分科会を設けた意図なり、こちらがある程度のたたき台を自由闊達な意見交換をやって、一つの素案をつくり出していくと。素案のつくり出しの柱は、議会運営の現状と課題、それに対する改革の方向性、改革の内容、また住民との関係の再構築においても、やはり信頼される議会は、どうあるべきかという、情報公開の問題から、あらゆる委員会における、傍聴を自由にとか、いろいろあるかと思えます。具体的な。そこで、議会はこの基本条例を含めて、現状についてまだこの点からの視点が欠けておるから、ひとつこの面を検討課題にしたらどうかという提案をいただきたいというのが一件、それから先ほどありましたように、この解散動議なり、懲罰動議なりが出た、また現状の、今自由闊達な論議が、二元代表制と言いながら、本市における議案に対する修正、そういったものを全部、可決。悪いか良いかは別にして、やはりそういった、議会と執行部のあり方、そして政策提言について、議員なり議会がどう提言をしてきたかというのもありましょう。そういった現状をもう少し検討されて、次回には、最初にそういった提案の審議の柱の提案をしていただきたい。そういった中から4本の柱は、いまつくっていますが、その4本の柱の中身を分けて、議会運営の改革なら改革を一項目にして。そして、ある程度の検討を加えていきたいと。そういう形であちこち柱が飛んで行っては制御できません。限られた時間ですから、ある程度柱立てをしていきたいと思えますが、議会運営のやはり改革はまず運営の議運の問題、全協の問題、会派の代表者会議の問題、そういったものもつながってくると思えます。申し合わせ事項もつながってくると。議会運営の現状と今後の方向性、あるべき姿に向かって――面で検討するということが大きな柱になり、そしてまた、きょうの意見の中でもし足らなかった点を再度、またそれを議題として、意見交

換をしたい。こういうことで進めたいと思いますが、一応見えてこんど、次を何やるか。はい、西岡委員。

○委員（西岡 晃君） 今座長が言われたのだと、次回やるときまでに、こういう方向性で改革したらどうかという提案をしようということですか。きょうは、ほぼこういうくだけで終わりですか。

○座長（河本芳久君） そういうことで、まだこれをやればやってもいいが、一応方向性は出たから。はいどうぞ、西岡委員。

○委員（西岡 晃君） この議会改革をやると決めたのがもう1カ月、2カ月位前ですかね。この委員会ができたのが。それなりに思いがあるわけですからこの——先ほどの話じゃないですけど、委員会ができたと思うので。それなりに持っておられると思うんですね、どういう改革をして行かないといけないというのを。それを提案してももう良いのかなと。その審議をするのに、まだその勉強が足りないからということで、じゃあ次回までというならわかりますけど、また次の機会にその提案を先延ばしにしたら、どんどん遅れるんじゃないですかね。

○座長（河本芳久君） その辺について、皆さん方のこの分科会の進め方、ありようをそういったところも含めて御意見ください。

○委員（坪井康男君） 今の西岡委員の御意見もごもっともだと思います。いろんなところ同時並行でどんどんやっていくしかないんですよ、それでさっきの必要性についてまだ皆さん半信半疑の方いらっしゃると思います。だから、もっと私が抽象論と具体論を2つ言います。いいですか、一つはね、最初に申しました、美祢市議会は二元代表制の一翼を担う機能が果たされているでしょうかと、という問題です。これ抽象論で言いますから、そうじゃないっていう方がいらっしゃったら言ってください。このように私は思います。

二元代表制の特徴というのは何なのかって言いますとね、市長と議会がともに住民を代表するところにありますと、ここでは地方議会が国権の最高機関である国会と異なり、執行機関と独立・対等の関係に立つのであることが、注目をされなければならない。この点がどうもそうじゃないんです、美祢市議会は。もっと言います。ともに住民を代表する首長と議会が相互抑制と均衡によって、緊張関係を保ち続けることが求められます。——これどなたか先生が書かれた文章そのままです。二元代表制とは何、という文章です。議会は市長と対等の機関として、その自治体の運営の基本的な

方針を議決し、その執行を監視し評価する機能が基本です。すなわち議会は政策決定の機能と、執行機関に対する監視、評価の機能を果たすべきなのです。この最後のところですが、しかし、私は美祢市議会においてはこの二元代表制の今申し上げたようなね、一翼を担うそんな存在であろうかと、自問自答した時に、お世辞でもそうでは言えないと私は思っています。異論があったら後で言ってください。なぜならば、美祢市議会のあるべき姿とは、議長さんはそう思っていらっしゃるでしょう。市長や執行部を無条件、無批判に支え、ガードすべきものであると、そういうことを期待されているように思えて仕方ありません。反論があったら是非してください。平たく言えば執行部のおやりになることには、全面的に賛成し、執行部に不都合なことがあればこれを黙って見過ごすと、執行部と一心同体、車の両輪として市政を推進していくことが議会のあるべき姿ではないかと、大概の皆さんはそう思っているんじゃないでしょうか。私はそうは思っていないんです。これは抽象論ですから、非常に厳しい言い方をしますので、どうぞ後で反論があったらしてくださいませ。はっきり申し上げて、美祢市において執行部批判はタブーだと。執行部は盲目的に持ち上げ賞賛する議員が高く評価されますと、そして執行部に批判的な議員は段々と淘汰されますと。非常に厳しいことを言います。これが私は美祢市議会の現状だと思っておりますよ。もっとどぎつく言えばね、美祢市議会はいわゆる全体主義ですよ。そういう傾向が私は、みられると私は思っていますので、この点は是非改革すべきじゃないかと、そう思います。抽象論です。

具体論で言いますとね、よく議会で暫時休憩というのをありますね。暫時休憩で確かに執行部が答えられない、準備するのに暫時休憩。これはしょうがないと思います。だけど紛糾した時に暫時休憩して今まで何が起こったかといいますと、会派代表者会議でぐちゃぐちゃとなんかやってですよ、なにか突然市民から訳のわからんところで決められてですよ、こう決まりましたと。これは忌憚のない私意見を言いますから、申し訳ないけど。だから私はもうすでに会議規則書いてあります。会派代表者会議も全員協議会も地方自治法第100条の第何項ですかね、公式の機関になっているんですよ。事務局長そうですよね。だからね公式の機関になっておるのならば、密室でごちゃっとやるのはおかしいんですよ。これはやるべきだと。本来ね、議会が紛糾した時に、どこでやるかと、全部の議会山口県内の事務局に聞きましたよ。なんでそんな質問をするんですかと。議運でやるのが当たり前じゃないんですかと。美祢市さんは

会派代表者会議、そんなところで調整しているんですかと。一様に皆さんびっくりされていまして。こういうところが皆さんあんまり問題意識が無いと思いますよね。そこに実は美祢市議会の一番大きな問題があると。

以上です。

○座長（河本芳久君） 今の最初のきょうの初日、最初ですから。一応の必要性なり、そして方向性なり、そして改革するための、審査事項を調査して検討してみる。そういったところまで一応姿が見えてきたんですが、2人の委員から、もっとどんなものを改革するか、もっとみんなで意見を出してみたらどうだろうかというのが一つと、今坪井委員は、すぐ二元代表制の面からでもきょうは入って行けと、意見を言われたんですが、どうでしょうか。

○委員（西岡 晃君） 今坪井委員が言われたのも提案でしょうから、うちの会派もいろいろこの特別委員会にあたって、いろいろ勉強をしたり、会派の中で話し合いを持ってですね、どういったことをしていこうかと、いうこともちょっと話し合っております。

うちの会派としては、できれば地方自治法の92条の2項の件についてをもう少し掘り下げてですね、やっていただきたいと。現在、4月でしたかね、野村先生が来られて、50%以内の請負契約以内であれば、何ら問題ないよと、というようなお話でありましたけれども。時代がどんどん動いているんじゃないかなというふうに思っております。というのが府中市議会で、今最高裁までいって議員の請負契約を一切したら駄目という条例が合憲か違憲かということで争われて、それは合憲であると。そういった議会改革ですよ。そういったことも、ほかの自治体では進めておられるので、そういった面からもですね、これは竹岡さんの御提案もありましたので、92条の2項をですね、もう少し掘り下げて、審議していただければというふうに思います。

○座長（河本芳久君） 新たな項目として、当然これは基本条例の改正の中にも含めるわけですが、92条の2項も審議の対象にするということによろしいですか。はい、事務局。

○議会事務局（石田淳司君） 先ほど坪井委員のほうから会派代表者会議のことがありましたので、若干補足説明をさせていただきたいと思います。会議規則の157条、これは美祢市議会の会議規則です。この中に、条項の中に協議または調整を行うための場という規定があります。すなわち地方自治法第100条第12項の規定による、

議案の審査又は議会の運営に関し、協議又は調整を行うための場（協議の場）ということで、別表のとおり設けることができるということがありまして、その別表の中に先ほどお話のありました議員全員協議会、それから会派代表者会議というものが位置付けられているというところなんです。とりわけ会派代表者会議については、会派相互の連絡調整ということでその目的が規定をされていますし、さらに補足しますと議員全員協議会では市行政上必要な事項の周知ということで、この会議規則に規定をされているところなんです。

以上です。

○座長（河本芳久君） 今補足説明がありましたが、この件も含めて申し合わせ事項なり、会派代表者の会議のありようについて条例の中に規定もされておるということですから、その辺のところも含めて、今までの運営はそれなりの規定に基づいて運営しておるが、今後のありようについては今のような形で検討すべき課題としておきましょう。それから、92条の事項も請負業務でございますが、これについても本分科会で検討をしていくということで確認をしてよろしいでしょうか。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 今、今後の課題問題点が出てきておりますけども、私はですね、政治倫理条例の中にですね、議会において、今回もいろいろ懲罰の動議の元凶になりました案件、これは刑法等の裁判におきまして、この不当に関係人の名誉もしくは生活者の平穩を害してですね。こういったところのものにいろいろ裁判の事例をその本会議場等で突っ込んで話すのは、本当に、こういった政治倫理条例の上からですね、適切なかどうか。私ども公明党はですね、裁判の中身のことをですね、本会議場で言うということは、もう私らは議員としてその資格が無いと、このように言われているわけでございます。だから、今後議会の政治倫理条例に関して、今後そういったところのものについて、裁判の案件をどこまで言っているのかどうか、そのへんをですね、縦分けをきちっと、基準をですね明確にしていかなくちゃいけない。そういった件も今後の議会改革の一環として、協議する内容として、私は入れ込んでいただきたいことをお願いを申し上げるところです。

○座長（河本芳久君） 坪井委員。

○委員（坪井康男君） なんか、まったく、私の思考では理解をはるかに越えた御発言だったと思います。公明党さんは裁判のことを議会で言ったらいかんなんて、それはとんでもないことじゃないですか。本当ですか。えっ。

〔発言する者あり〕

- 委員（坪井康男君） 道義的な問題とはなんですか。具体的に言ってください。
- 委員（岡山 隆君） 個人的な生活の面だとか、そういった刑事事件に対して突っ込んだ話をするとすることは、本会議場でやるということはいかがなものか。市長さん本人のことであればそういった追求行かなくてはならないと思っておりますけど、そういった案件ではありませんので。
- 座長（河本芳久君） 坪井委員。
- 委員（坪井康男君） 最初からそういうふうにおっしゃればわかります。プライバシーの侵害ってそれはいけませんよ。あなたは裁判に関することは、一切言うなどこのように最初おっしゃったでしょう。
- 座長（河本芳久君） 今訂正されましたので。坪井委員。
- 委員（坪井康男君） 抽象論で議会改革をいくら話しても、いろいろ議論百出だと私は思います。それで金子みすずの歌にね、みんな違ってみんないいってありますね、あれは私民主主義の根幹だと思っております。ところが、美祿市はみんな違ってみんないけんと、なんかそんな雰囲気がありますよ。そんな気がしますよ、人はそれぞれ価値観が違うんですから意見が違って当たり前なんです。それをどうしても一方の立場に立たないでいけんというような印象がします。こんな抽象論はやめます。具体論でね9月5日の日に河本委員長がね、総務民生員会での竹岡さんの発言について、議会でやりますと宣言されましたよね。議会でほかの場面というのがなかなか適当な場面がないんでこれこそまさにこの委員会の問題だろうと思っておりますから、この点で発言させてください。
- 座長（河本芳久君） 行政視察のありようについても、当然この議会改革の一環ですから、当然これは含めて、ただ、懲罰をやったかやらないかとか、その中身の視察内容に異議が出たと、これはもう、その委員会ではありませんけども行政視察のあり方、せつかく公費を使ってやる視察に、本当に価値があるものかどうか。これある様にするためにはどうしたらいいか。当然テーマにこれを上げていきましょう。岡山委員。
- 委員（岡山 隆君） 今みんな違ってみんないいということで、坪井委員さんのほうから言われましたけれども、私はさっきの議会改革の上での運営改革とか、あと人員の再構築のところ横道先生のことを引用されて、改革をしっかりとしていかなくちゃいけない。私は非常に貴重な意見と思っております。だからそういったところをしっかりと

と、そういった部分は坪井委員さんも良いこと言われましたので、こういったところはしっかりと取り入れて私は改革をしていかなくちゃならないと、それは賛成です。

以上です。

○座長（河本芳久君） 他市の取り組み状況も勘案しながら、中身については参考にしていくと。これは当然のことだろうと思います。

〔発言する者あり〕

○座長（河本芳久君） ちょっと待ってください。西岡委員が、最後いろいろな意見をまだ出していいんじゃないかということでしたが、坪井委員のほうが会派代表制だとか二元代表制に言及されましたけども、まだ今後こういった問題は、テーマごとに深めていきたいのですが、きょうそういった問題を具体的に審査項目として確認して、掘り下げることを進めていいですか。それとも今のように意見を、全体の意見をどんどんきょうは出しておく、今のような行政視察、92条の2項目、具体的なのが出ています。その辺のところを、もう少し深めて、二元代表制なら二元代表制と。3つか4つのテーマで、具体的に掘り下げていかないと、行ったり来たりしても今後の限られた時間ですから、その辺の審議のありよう、進め方ですね。これについて御意見あったら言ってください。坪井委員。

○委員（坪井康男君） きょうはもともとなんで議会改革が必要なのと。冒頭の猶野委員さんのように、何の必要性も感じないと言われる方もいらっしゃるんでね、私はそうじゃない。必要だっていうことを——じゃあ何が問題で、どうすればいいんだという方向性を言わせてください。私は先ほどの行政視察の問題。これはもう9月5日の生々しい問題ですから、まだ皆さんお忘れになってないと思うんでこれを言わせてください。そもそもこれは今年の2月18、19日で行政視察をしました。目的地は島原半島ジオパーク推進連絡協議会に行って、ジオパークをどうすれば、日本はもちろん世界認定まで持っていけるんですかと。そういう問題意識を持って行ったはずですよ。

直接行ったのは雲仙岳災害記念館。この中にそういう連絡協議会もあるし、日本中のあるいは世界中のジオパークに認定されたやつが、パネルでどーんと紹介されてあるじゃないですか。私ものすごくね、行った意義があると思いますよ。問題はそれに行くのにですよ、何故2日必要か。これはやっぱりね、そういうところをくまなく見て、いろんな意見を聞く、さらにあの周辺のジオサイトを見学すれば、それはやっぱ

り2日かかりますよ。そういう意味で初日は移動だけと、こういう中で問題が提起されたわけですね、竹岡議員さん。その視察の中に、前日の2月18日に昼食の時、あるいは島原に移動するバスの中で私が酒を飲んで酔っ払ってホテルに着いたと。島原のホテルでも夕食懇談会の時に、私のけしからん発言をしたとおっしゃる。それから竹岡議員さん自身は自分は職場放棄して懲罰されたとおっしゃる。こういう問題は今までの美祢市議会だったら、お互い言いつぱなしになるのか、言いついで終わっているのか。こうなんです。これでは私はいけないと。それでじゃあどうするんだと、いうことになりますとね。こういう問題こそ手順がものすごく大事なんです。どういうふうな手順でやるかといいますとね、まず現実起きた事実を確認すること。例えば、昼食時にビールを飲んだと、事実です。間違いありません。それから島原に行くバスの中で酒を飲んだって、間違いはないんです。そういう事実を確認すること、全部ね。

今現確認された事実に関して、当事者、または関係者に意見や見解の違い、もしくは争いがあるかどうか整理する。これが大事なんです。いわゆる論点整理です。これがものすごい大事なのに。美祢市議会はこの論点整理が全然あんまり今までなされていない。全然と言ったら御無礼です。あんまりなされていないですよ。お互いに言いついでガチャガチャやるばかりでね。論点整理というのをきちっとすべきなんです。そして、それぞれの各論点について、当事者のきちんとした意見、見解を列記するんです。このような過程です。結局当事者間に見解の、なんですかね、同じ方向に向かっていけば、それで議論する必要はない、終わりなんです。問題は、最後まで意見の相違が埋まらないという場合にどうするかなんです。こういうものは市議会は裁判所じゃないんだから白黒付ける所じゃないんですよ。じゃあどうするかと言ったら、その時はまさに、議会だより等で両論併記して、市民の皆さんに御判断をいただくと、私はこういう手順が今まで欠けていると、美祢市議会に。なんか議場で言いつぱなしとか、がやがや言い合うだけでね、きちんとした討議になってないじゃないですか。その典型的な例が92条の2ですよ。先ほどもう一回やろうねと言われた。あれだけ竹岡議員さんが何でおれだけやられるんだと、そういうことでやれやれと。議長も約束されましたよ、間違いはないですよ。それで岡山委員さんあれですよ、それは50%未満なら問題ないと。野村先生から聞いたと。そんなことは、はなから分かっているんですよ。92条の2に書いてありますよ。いまさら野村先生の

意見を聞くこともないことです。それを何回も私申し上げた。だからもうちょっときちんとした議論を、きちんとしないと駄目です。そういう意味で申し上げました。この点が一番改革を要する点です。外形じゃないんですよ。条例をつくったりとか、つくらんとかそういうのじゃないんです。そう強く申し上げます。

○座長（河本芳久君） 今具体的な事例を上げながら、こういった面を改善して、行政視察のあり方について、ひとつのまとめをしました。猶野委員。

○委員（猶野智和君） 再びちょっと訂正させていただきたいのですが、私議会改革が必要ないとは言っていないと思います。もし言っているようでしたら、そこは今、ここで訂正をしますが、自由闊達な議論を妨げられたことを私自身はないと。そういうことを言うだけです。それで、もし議論を妨げられた方もいらっしゃるといふことならば、この分科会をもとにして、そこを改革していけばいい。そして先ほどのタブレットの話とかインターネット中継の話とか、もうひとつ前に進むような改革等を取り組んでいきたいと。そういう意味では議会改革をして行くのにはいいと。いう意見でございますので、そのあたりは良く御理解いただきたいと思えます。

○座長（河本芳久君） ほかにどなたか。どうぞ坪井議員。

○委員（坪井康男君） もし、あなたが議会改革が必要ないと私が発言したのなら、撤回し謝罪します。済みませんでした。そういうことで申し上げたんじゃないんです。ただ私が申し上げたかったのは、私は現に言論といいますか。主張を何回も議長に止められたことがあるから言っているんですよ。そのよし悪しは別ですよ。そのよし悪しを厳にやってくださいと。道義的なことは言っただけなんです。私は道義的なことを言っただけなんです。あの止められた時もね、犯罪被害者等の支援条例をつくってくださいませと、その延長上でそれをつくるにあたって犯罪被害者、どういう気持ちか確かめずしてできないでしょうと申し上げた。そしたら、それはもう個人的なことだところおっしゃる。そういうことを申し上げたんであって、もしあなたに対して私が間違っただけのことを言ったんだしたらそれは謝ります。あなたが決して不必要だとおっしゃっているのではありません。間違いがあったら訂正します。

○座長（河本芳久君） 岡山議員。

○委員（岡山 隆君） 私のほうからも名前が出ましたので、92条の2地方自治法なんですけれども、これについては明確に50%以上にならないというそういった記述もありまして、今後この美祢市議会としてそういったベースとしてですね、そういう

ふうにならないようなためとして、美祢市議会としては自治法としては50%とならないよう、ならないためにも、何とか、取り決めとして30ぐらいとかそうならないようなそういった対応が必要だと思います。そういったところをしっかりと今後審議できるかどうかわかりませんが、いずれにしても自治法では、これ50%になっておりますので、私たちはこの自治法を変えることはできませんので、その事についてお話をさせていただいたと。

○座長（河本芳久君） 坪井委員。

○委員（坪井康男君） 事実誤認ですよ。

〔発言する者あり〕

○委員（岡山 隆君） 答えが判例としてあるという事を申し上げさせていただきました。

○座長（河本芳久君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 先ほど委員長が言われましたけど、すぐにできる改革で、議会改革というけど議員の改革じゃないかと言われました、まさにそれです。そのすぐにできる、12月に向けてできるというのが一般質問だと思います。よその議会ではほとんどの方が、先ほどもありましたが周南でしたっけ。34人中25人とか。それが萩でもほとんどの方が一般質問に立っておると、この9月ではあるようです。そのように、美祢市の議会では19人、議長さんはやられませんか18人の中で、6人だったり9人だったりするんですけど、まず議員の改革として、一般質問をできるように。一般質問というのは議員に与えられた、保障された特権で、住民の多面的な要求を縦横に取り上げていきという、政治的な意見が言えることなので、そういった一番、一般質問が市民の要望を取り上げていくと。二元代表制でもですが、これを果たしていくことがこれが一番大事なことだと思います。それですぐできる、12月議会までにできるということは、誰もが一般質問に立てるように、するべきではないかと思えます。一問一答方式になったということもその議会改革の一つの進歩と思えます。もうひとつの進歩として、誰もが一般質問に立っていけるように、そして出された議案についても、しっかりと意見というか、できるようにしていくべきではないかと思えます。そういったことが二元代表制の義務を果たすことになると思えますので、議員自身の改革から、一番変えやすいことだと思いますので、それを進めていけばいいのではないかと思えます。

○座長（河本芳久君） これもひとつの行政視察、92条の2項と同じように、一般質問の積極的に行い活用するというか、市民の声を市政に反映させるそういう活動を積極的に行うと。これは当然今後の検討課題だと思います。ほかに、きょうはいろいろな議会改革に対する現状とこれからの進め方の御意見がありました。今日はこのあたりでひとつお互いの共同理解をしたと、そしてそれを整理して、次回に視点を何ぼか定めて、そして現状と改革の方向性について議論したいと思います。そういうことでこれからの進め方、それから審査項目こういったことが今挙がってきたことで、よろしいでしょうか。この審議をする中でさらに追加し、やるべきものがあれば、それについても互い審議して、深めていきたいと思います。きょうはいろんな議論が出たことが、ひとつの大きな収穫だと私は受け止めております。ひとつのどれについてどうこうということについては、少し時間をかけたほうがいいのではないかと。こういう認識です。まだ言いたらんことがあれば言ってください。

○委員（三好睦子君） 次回はいつなんですか。

○座長（河本芳久君） 委員長、これはこちらの分科会のほうで日にちを設定していいんですか。それとも特別委員会をやるということの中で決めるんですか。どういうふうな運用の仕方を。

○委員（荒山光広君） 全体の特別委員会は定例会ごとに行わなければいけないと思いますが、分科会においては必要に応じて、座長さんの指示で開かれてもよいと思いますので。

○座長（河本芳久君） 必要において、例えば22日の本会議の終了後にやるとか、それから決算特別委員会の。

〔発言する者あり〕

○座長（河本芳久君） 22日までに、もう一回ほどやるか、それともその時にはきょうのような形でまとめたものを委員長が報告されると思いますけども、あと会議を開ける可能性が有るのは、この決算特別委員会の後とか……

〔発言する者あり〕

○座長（河本芳久君） 22日前にやるか、今のきょうのやったことでひとつの報告の事項になりますから、方向性と審議された項目を発表させていただければ十分と思います。西岡委員。

○委員（西岡 晃君） 今回のこれで、次回にかけて、今私のつけた中では、議会運営

に関することと、92条の2項に関することと、行政視察に関すること、一般質問のあり方についてを主題として、会派なりで意見調整をして、持ってくればよいということですか。

○座長（河本芳久君）　そういうことになります。それをここにあるようにこの22日までにやるか、一応のたたき台は出ておりますから、方向性も出ておるから、これは次の時期に回してもいいんじゃないかという、どちらかで。

○委員（荒山光広君）　22日までとなるということになると来週しかないわけで、あんまり急いでやることもないですし、今西岡委員が言われたように、会派の中でもしっかりと意見を出し合うことが大切だと思います。したがって閉会中でも座長さんの呼びかけで開いていただいて結構と思いますので。

○座長（河本芳久君）　それでは、こういうふうに提案したいと思います。近日中といえますか、すぐあしたというわけにはいきませんが、きょうのこの意見を集約したものを、まずまとめます。そして、それを時間的ゆとりを持たせていただければ22日の時に、それを委員さんに配って、そして委員長報告に盛り込むべきこともまとめて委員長に報告すると。そして、それを基にして委員長が報告した後の反応を見ながら、各会派で意見を集約されて、休会中といってもなんですが、決算特別委員会の後の1回を12月議会前に整理して、そして今のきょう出た意見を皆さん方の意見をまたまとめて報告して、そして12月議会にまた2回ぐらいをやると、いう形でこれから進めたらと思いますが、いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○座長（河本芳久君）　それでは22日までに事務局に今日の議事録をテープ起こしして、方向性について22日にまとめたものを、皆さん方にお配りします。そして、それを基にして、追加するのと深めていく事項について御意見を賜りたいと。それをこの決算特別委員会後でひとつ時間を取って、やるということで。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○座長（河本芳久君）　それでは、本日の特別委員会はこれをもって閉会いたします。御苦労様でした。

午後2時55分　閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成26年9月10日

議会改革推進特別委員長

荒山光宏

議会改革推進特別委員会分科会座長

河津芳久